

# 7 生徒指導関係規則

## II 服装規定

- 1 服装はすべて本校で定められたものを着用し、着用に際しては端正さを心がけ、質素にして清潔さを保つこと。
- 2 服装の改造は厳禁する。
- 3 服装の衣替えは、6月1日、10月1日を原則とし、気候、温度状況を考慮して学校が指示する。

**【男子服装】** 学校指定の制服以外の着用は認めない。下記のとおりとする。

### (1) 制服

- ①冬服 学校指定のブレザー、カッターシャツとし、必ずネクタイを着用する。
- ②夏服 学校指定の半袖シャツを着用する。
- ③ズボン 学校指定のズボンとし、ベルトは黒又は茶色とする。

### (2) 靴

- ①黒の革靴、あるいは白を基調とする運動靴とする。
- ②雨天時はレインシューズ、ゴム長靴を使用してもよい。(原則として黒色とする)

### (3) 鞄

- ①学校指定の鞄とする。
- ②補助鞄を使用してもよい。

### (4) 防寒着

- ①ブレザーの下に黒、紺、白など目立たない色のVネックセーター及びカーディガンを着用してもよい。
- ②ブレザーの上に学校指定のウインドブレイカーを着用してもよい。

### (5) その他

- ①靴下は、黒、紺、白とする。(ワンポイント可)
- ②校舎内では、手袋、マフラー、ネックウォーマー等を着用してはならない。
- ③体育の授業には、指定の体操服を着用し、グランドシューズは白を基調とする運動靴とする。  
また、体育館では学校指定の体育館シューズとする。
- ④頭髮は、耳や目、服の襟に接しないように整え、常に質素を旨とすること。(面接にいける髪型)  
パーマ、アイパー、染色、脱色等の極端な加工は厳禁する。
- ⑤眉毛は自然な状態を保つこと。
- ⑥ピアス、イヤリング、指輪等の装飾品の着用を禁止する。(ピアスの穴をあける行為も禁止する)
- ⑦入れ墨を施すことを禁止する。
- ⑧やむを得ず指定以外の服装をする場合は異装許可を得ること。(別記の許可願を提出すること)

**【女子服装】** 学校指定の制服以外の着用は認めない。下記のとおりとする。

### (1) 制服

- ①冬服 学校指定のブレザー、ブラウスとし、ネクタイ又はリボンを着用する。
- ②夏服 学校指定の半袖ブラウスを着用する。
- ③ボトムス 学校指定のスカート又はスラックスを着用する。  
※スカート・スラックス、ネクタイ・リボンの組み合わせは自由とする。

(2) 靴

- ①黒の革靴、あるいは白を基調とする運動靴とする。
- ②雨天時はレインシューズ、ゴム長靴を使用しても良い。(原則として黒色とする)

(3) 靴

- ①学校指定の靴とする
- ②補助靴を使用してもよい。

(4) 防寒着

- ①ブレザーの下に黒、紺、白など目立たない色のVネックセーター及びカーディガンを着用してもよい。

②ブレザーの上に学校指定のウインドブレイカーを着用してもよい。

(5) その他

- ①靴下は、黒、紺、白とし(ワンポイント可)、ストッキングは肌色、黒とする。
- ②校舎内では、手袋、マフラー、ネックウォーマーを着用してはならない。
- ③体育の授業には、指定の体操服を着用し、グランドシューズは白を基調とする運動靴とする。  
また、体育館では学校指定の体育館シューズとする。
- ④頭髮は、高校生であることを自覚し、常に清潔質素を旨とすること。(面接にいける髪型)  
髪飾り、パーマ、カール、染色、脱色、エクステンション等の極端な加工は厳禁する。
- ⑤眉毛は自然な状態を保つこと。
- ⑥ピアス、イヤリング、指輪等の装飾品の着用を禁止する。(ピアスの穴をあける行為も禁止する)
- ⑦化粧品、マニキュア、カラーコンタクト等の使用は禁止する。
- ⑧入れ墨を施すことを禁止する。
- ⑨やむを得ず指定以外の服装をする場合は異装許可を得ること。(別記の許可願を提出すること)

[移行期間等] 移行期間と冬服、夏服等についての注意事項は以下のとおりとする。

(1)冬服

- ①時期：10月～5月末日
- ②服装：ブレザー、長袖カッターシャツ、ネクタイ、リボン、ズボン、スカート、スラックス
  - ・登下校の際にブレザーを脱ぐことができるが、駐輪場にて着衣(登校時)、脱衣(下校時)すること。
  - ・授業中は、教員に申し出ることによりブレザーを脱ぐことができる。
  - ・授業の始業時と終業時の挨拶はブレザーを着用すること。
  - ・休憩時間中はブレザーを脱ぐことができるが、教室を出る際には着用すること。※ブレザーを脱ぐ場合は、長袖カッターシャツの状態になる

(2)夏服

- ①時期：6月～9月末日
- ②服装：半袖カッターシャツ(ネクタイ、リボンは着用しない)、ズボン、スカート、スラックス

(3)移行期間

- ①時期：5月頃～6月頃及び9月頃～10月頃
  - ※期間については、気候等を考慮し、その都度生徒に周知する。
- ②服装：夏服または冬服

※この期間は下記の3パターンの服装を選択することができる。

- ・冬服
- ・長袖カッターシャツ（ネクタイ、リボン着用） ※冬服でブレザーを脱いだ状態
- ・夏服

(4)ウインドブレーカー

制定品であるので、合羽代わりにまたは防寒着として着用しても良い。

(5)合羽

白色系など目立つ色を推奨する。（車から視認されやすいなど、安全面を最優先）